

障障発0401第2号
平成26年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の
単価等の取扱いについて」の一部改正について

（目）児童保護費等負担金の分割及び「児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第127号）の施行に伴い、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日障障発 0625 第 1 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p style="text-align: center;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日 一部改正 障障発 0 3 2 9 第 1 2 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日 <u>一部改正 障障発 0 4 0 1 第 2 号</u> <u>平成 2 6 年 4 月 1 日</u></p>	<p style="text-align: center;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日 一部改正 障障発 0 3 2 9 第 1 2 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;">やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;">やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>

記

1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）に食事提供加算を除いたものに通所特定費用を合算した額及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）とするものであること。

なお、児童発達支援センター以外で法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行った場合の費用の算定に係る通所特定費用の取扱いについては、児童発達支援センターと同様とし、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、通所特定費用については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 15 号）、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号）により、判断を行うこと。

2 (略)

3 (略)

記

1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）に食事提供加算を除いたもの及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）に通所特定費用を合算した額とするものであること。

なお、児童発達支援センター以外で法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行った場合の費用の算定に係る通所特定費用の取扱いについては、児童発達支援センターと同様とし、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、通所特定費用については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 15 号）、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号）により、判断を行うこと。

2 措置を行った場合は、速やかに障害児通所給付費等の通所給付決定を行うことができるように努めること。

3 法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）

	<p>に要する費用の全部又は一部を徴収する金額（以下「通所利用者負担額」という。以下同じ。）については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担の額の算定に関する基準（以下「通所利用者負担額算定基準」という。））を適用することとし、市町村が扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 複数の障害児通所支援又は障害児通所支援と障害福祉サービスについて、法第21条の6の措置を行ったことにより通所利用者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 同一の者が2人以上の被措置児童の主たる扶養義務者となる場合であって、通所利用者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による通所利用者負担額は次により算定した額とすること。</p> <p style="padding-left: 40px;">通所利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額</p>
<p>7 公費の支弁については、<u>障害児通所支援給付費基準額に食事提供加算を除いたものに通所特定費用を合算した額から通所利用</u></p>	<p>7 公費の支弁については、<u>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金</u>から支弁すること。</p>

者負担額算定基準に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額は障害児入所給付費等負担金から、肢体不自由児通所医療費基準額については障害児入所医療費等負担金から支弁すること。

8 (略)

8 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合についても本通知の適用となるものであること。

ただし、この場合において2は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。